警報発表時等の緊急措置について

警報及び地震情報が出された時の取り扱いについては、下記の通りです。ご家庭におかれましては、ラジオ・テレビ等の情報をもとに、ご協力をお願いします。

記

１　児童の登校について

1. 「暴風警報」または「大雨警報」が発表されている時

「和歌山市」※１に警報が発表されている時は、児童を登校させないで、自宅で待機させてください。**午前９時**までに解除されない時は、臨時休業となります。翌日の学習の予定は通常の時間割とします。原則として通信連絡は流しません。

警報が発表されてなくても、地域の状況により危険と判断される場合は自宅で待機させてください。

※１「和歌山県北部」や「紀北地方」の区分で警報が発表されている場合、「和歌山市」が対象となっているかご確認ください。「和歌山市」が含まれていない場合は普通授業を行います。

1. **震度５弱以上の地震が発生した時**

和歌山市に**震度５弱以上**の地震が発生した場合、臨時休業とします。

震度に関係なく、津波警報または大津波警報が発表され危険が予測される場合、児童を登校させないでください。臨時休業となる場合もあります。

２　授業・給食について

1. **午前９時**までに警報が解除された時は、登校させてください。但し自宅付近や通学路において登校が危険と判断されるときは、自宅で待機させてください。
2. 午前６時に「暴風警報」または「大雨警報」警報が発表されている場合、その日の給食はありません。警報が６時以降に解除され登校しても午前中で帰宅します。
3. 前日から台風の上陸が予想される場合も、給食は中止になることがあります。

３　在校中

1. 児童が学校にいる時に「暴風警報」「大雨警報」「津波警報」「大津波警報」が発表されたり、地震が発生したりした場合は、全員学校待機、引き渡しの措置を取ります。引き渡しは各教室で担任または代理が立会いの下に行います。「警報発表時等の緊急対応カード」に記載された方以外への引き渡しは行いません。当日変更がある場合は必ず学校へご連絡ください。
2. 給食は可能な限り実施します。
3. 授業中に警報が発表された場合は、若竹学級は開級しません。教室までお迎えをお願いします。
4. 待機児童が少なくなったときは、会議室で待機します。
5. 大津波警報発表時は、平井児童公園へ避難します。解除後は学校へ戻りますので、学校での引き渡しとなります。
6. 上記の措置をとる場合は、お迎えの時刻等について“ぐるりんメール”でお知らせいたします。メール内引き渡し時刻を確認後にお迎えをお願いいたします。